

弓削高等学校

<https://ehm-yuge-h.esnet.ed.jp/>



創意工夫の一年に！新・弓削高校始動！

マイ・プロジェクト実践

弓削高校では、地域の課題解決を目的とした活動「マイ・プロジェクト」を行っています。現状を変えたい、理想的な未来にしたい、それらを叶えるためにはどうすればいいだろうと、個人やグループでプロジェクトを立ち上げ、試行錯誤しています。壁にぶつかりながらも、少しずつ前進する生徒たちは、学びの最先端にいます！



YouTube活用！オンライン授業動画公開！

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から休校措置を取っていましたが、自宅でも学習できるようにと、オンライン授業を始めました！みなさん、ぜひ一度ご覧ください！

弓削高校HPにも掲載中！
(アドレスは上部に記載)



先生方の旅立ち、そして新たな出会い

昨年度末、3名の先生が離任

されました。4月からは、新しい仲間も加わり、新体制で弓削高校が始まります。今まで以上に精進してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



離任した先生方

島親募集！

チームで休日に食事等の面倒を見ていただける皆様を募集します
連絡先 77-2021
弓削高校 教頭 渡邊

弓削商船高等専門学校

<http://www.yuge.ac.jp/>



本校図書館は一般の方へも広く開館しております

図書館は映画館！？

図書館は本を読みに行くところだと思いませんか？そんなことはない…とは言いますが、それだけが図書館の魅力ではありません。

その魅力の一つが本校の図書館に併設されているシアタールームです。



プロジェクター、スクリーン、スピーカーを設置しており、まるで小さな映画館のような環境で映画を鑑賞することができます。

DVDは名作映画やドキュメンタリーなど、約120点の作品を揃えていますので、自分の好みの作品があるか探してみてください。

もちろん、本についても面白いものがたくさんありますので、ぜひ弓削商船高等専門学校図書館をご活用ください。

最先端レーザー加工機を導入

2月に待望のレーザー加工機が実習工場に導入されました。

レーザー加工機とは、金属などの薄い板をレーザーの照射によって、穴あけ・切断・マーキング加工が可能な工作機械です。従来のフライス盤や放電加工機よりも高速かつ大量に材料を加工することができます。

この機械の導入により、研究活動やロボコン部品製作など、様々な場面での活用が期待されます。



また、今年の夏期から実習工場は改修工事を行います。来年度には、さらに使いやすくなる実習工場の運用を開始します。



島おこし協力隊活動報告

こんにちは、島おこし協力隊の西尾です。日本蜜蜂の分蜂シーズンが、まもなく終わります。上島町では、染井吉野が満開を迎えた4月上旬頃から分蜂の数が急激に増え、5月までの間に島全体に拡散するように広がっていきます。分蜂した蜜蜂は、新天地で新しく営巣を始め、花が少なくなる8～9月の猛暑期まで貯蜜を増やし続けて越夏に備えるのですが、その間の4～7月は私たちが想像しているよりもはるかにたくさんの花が野山に咲いており、貯蜜が多くなる時期なのです。養蜂家は主にこの時期のはちみつを分けてもらうのですね。

人里では野苺、桜、ミカン、菜の花、シロツメクサなどの花が咲き、山では、ハゼノキ、ウバメガシ、カラスザンショウ、ニセアカシア、センダン

日本蜜蜂の活動 ～分蜂から貯蜜～

など、人が花と認識していないようなとても小さな花の蜜を集めて飛び回ります。

このような小さな花が、毎日繰り返して流蜜していること、地域の開花状況を把握し、蜜蜂の活動水準を追っていくことが大切になります。周りの状況を把握していることで、蜜蜂が増えることができますから、蜂の数が減らないことに疑問を感じたり、減ってゆくに焦りを覚える必要がないということが分かってきます。

山や人里の自然、植え込み、庭木、畑などの景色を見ながら蜜蜂やその他の生き物が暮らしていることを感じていると、うまく自然な養蜂技術を身に着けることができるのではないのでしょうか。



野苺に訪花する日本蜜蜂

島おこし協力隊
西尾 諭



年金だより

保険料は納付期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネット等を利用したの納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問に

保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場住民課（住民福祉課）で手続きをしてください。

令和2年度分（令和2年7月分から令和3年6月分まで）の免除等の受付は令和2年7月1日から

●問い合わせ 今治年金事務所
☎0898-326141
弓削 住民課 ☎77-2503
生名 住民課 ☎76-3000
岩城 住民課 ☎75-2500
魚島 住民福祉課 ☎78-0011

より早期に納めていただくよう案内を行っています。
未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（※）の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

※被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主